

所有地の適正な管理をお願いします

■ 樹木は早めにお手入れを

道路に接する民地などで管理している樹木や生垣が、枝葉を落したり、道路上に伸び出ていると、車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらに起因して事故が発生した場合は、当該樹木の所有者は責任を問われることがあります。事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。

■ 大雨による土砂流出にも注意

また、大雨などにより、畑や荒地などの民地などから道路に土砂が流出している場合があります。

水道管の洗浄を行います

水道水中に含まれる鉄分が、長年の使用により水道管の内壁に付着し、消火活動や断水時における水圧の変動により、付着していた鉄分が剥がれ落ち、にごり水が発生する可能性のある地区があります。

市ではこれらの地区を対象に、配水管の洗浄作業を実施することとで、にごり水の発生を未然に防止し、より安心・安全な水道水の供給に努めていきます。

と、樹木からの転落防止など十分にご注意ください。

【連絡先】

○東京電力茨城カスターマーセン
ター ☎0120・995・332

○NTT東日本 ☎113（局番なし）

※携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話からの場合
☎0120・444・113

問 谷和原庁舎建設課 ☎58・2111（内線5205）

児童扶養手当「現況届」の提出をお願いします

児童扶養手当受給資格者の方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。

今年度は、9月中旬から実施していく予定です。詳細については、広報つくばみらい9月号でお知らせします。

■ 対象地区

今年度対象となるのは、次の地区です。

小絹（一部）、筒戸（一部）、平沼、絹の台

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎58・2111（内線5308）

現況届は、毎年8月1日における状況を、受給者本人に届出ていただき、あわせて前年分の所得状況を確認することにより、今年の8月分から来年の7月分までの1年間の手当の受給資格と手当額を決定する重要な手続きですので、必ず届け出てください。現況届を提出しないと、8月分以降の手当が差止めになります。

また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失しますのでご注意ください。

問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎58・2111（内線4205）

くらしのQ&A

電子マネー

最近買物の時に、カードをかざして電子マネーで支払っている人をよく見かけます。電子マネーについて教えてください。（30代 女性）

Q

A

電子マネーは、カードなどにあらかじめお金の価値を持った電子的なデータをチャージ（入金）することで、物やサービスへの支払いに利用できるものです。データがどこに記録されているかで、電子マネーは3つに分類されます。

- 磁気型：図書カード・テレホンカードなど
- IC型：Suica・PASMOなど
- サーバー型：Amazonギフト券など

最近利用されることが多いサーバー型は、カードが発行されるものと、カードは発行されずID番号（10桁の英数字：ひらがななど）を専用サイトで入力して利用するものがあります。

ID番号は教えない！

電子マネーは現金を持ち歩く必要がなく便利ですが、サーバー型電子マネーは、ワンクリック詐欺の業者などが悪用する場合があります。コンビニなどで電子マネーを購入するよう指示し、ID番号を求められます。ID番号を教えることは、現金を渡すのと同じです。十分注意してください。

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階）☎25・3288